

燃料費調整制度の調整単価について

平成14年7月29日
北陸電力株式会社

本日、電気料金の燃料費調整に用いる通関統計値が公表されたことに伴い、平成14年10月分～12月分電気料金に適用される燃料費調整単価が確定しました。

今回単価の算定期間においては、前回算定期間に比べ、為替が円高に推移した一方、ドル建て原油価格が上昇したことから、調整単価は現行水準（平成14年7月～9月分電気料金適用）に比べ、値上げ調整となります。また、平成12年10月の電気料金改定時に対しても、値上げ調整となります。

1. 平均燃料価格 (単位：円/kl)

料金改定時の 基準燃料価格	調整を行わない 平均燃料価格の範囲	H14年4～6月 平均燃料価格
9,200	8,800～9,600	11,100

2. 適用時期および燃料費調整単価

平成14年10月分～12月分電気料金について、次の単価にその月のご使用量を乗じた金額を加算して調整いたします。

(単位：銭/kWh)

適用対象	H14年10～12月分料金 適用調整単価	(現行水準[H14/7～9月分 料金適用単価]との差)
低圧でお使いのお客さま	+ 23	(+ 10)
高圧でお使いのお客さま	+ 21	(+ 9)
特別高圧でお使いのお客さま	+ 21	(+ 9)

3. 標準家庭〔従量電灯B、30A、310kWh/月ご使用。現行水準で6,919円（消費税込み。初回振替契約(にこここふりかえプラン)適用)〕への影響額

現行水準と比較して、月額33円高くなります。平成12年10月の料金改定時に対しては、月額75円高くなります。

4. お客さまへの周知方法

平成14年9月検針の際に、「北陸電力からのお知らせ（検針票）」で平成14年10月分～12月分電気料金に適用される調整単価をお知らせいたします。

5 . 10月分以降の電気料金について

現在、当社は10月中の電気料金引下げ実施に向け検討を進めております。この場合、料金引下げ実施日から新料金を適用いたしますので、9月の検針日から新料金実施日の前日までのご使用分について今回の燃料費調整を実施いたしますが、新料金実施日以降につきましては上記の調整額は適用いたしません。

以 上

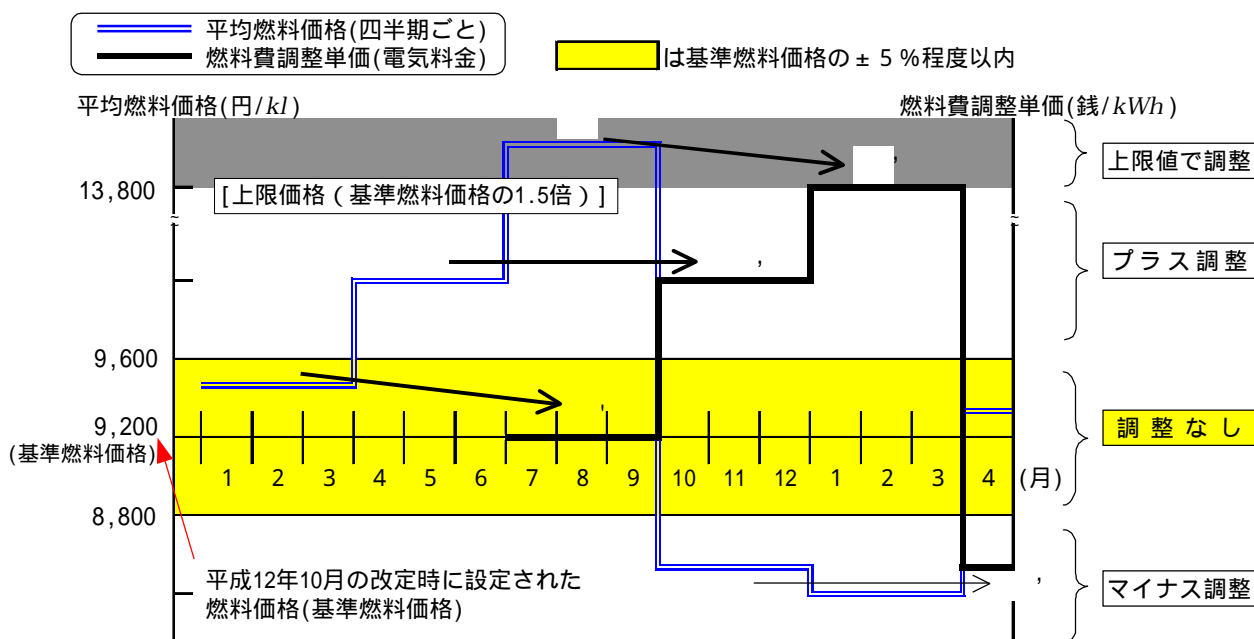
(参考1) 全日本通関C I F 統計

	H12年10月料金改定時 (H12/4-6月平均)	H14年 4月	5月	6月	4~6月 平均
原油(円/kl)	17,879	19,273	20,702	20,573	20,120
石炭(円/t)	3,706	5,097	4,978	4,738	4,941
為替(円/\$)	107	132	129	125	129
原油価格(\$/b)	26.6	23.2	25.6	26.2	24.9

(参考2) 燃料費調整制度の概要

- ・ 為替レートや燃料価格の変動をより迅速に電気料金に反映させるため、平成8年1月から導入いたしました。
- ・ 料金改定時の基準燃料価格(平成12年4月~6月の平均値)と四半期ごとの平均燃料価格を比較して、その燃料費の変動幅に応じて電気料金を自動的に調整する制度です。
- ・ 四半期ごとの平均燃料価格の変動幅が基準燃料価格の±5%程度以内の場合は調整しません。
- ・ 四半期ごとの平均燃料価格が基準燃料価格の1.5倍以上となった場合は、1.5倍を上限として調整いたします。(上限燃料価格 13,800円/kl)

[燃料費調整制度のイメージ]



(注) 平成13年3月より輸入貨物の通関手続きに簡易申告制度が導入されたことに伴い、貿易統計確報値の公表時期が従来の翌月下旬から翌々月下旬へ変更されるとともに、翌月下旬の速報時点で統計品目9桁レベルの通関統計値が公表されることとなりました。

これにより、燃料費調整に必要な燃料価格が従来どおり翌月下旬に算定できることとなるため、平成13年10月~12月分の電気料金に適用される燃料費調整以降、迅速な調整額の確定およびお客さまへの周知の観点から、原則として、四半期のうち3か月目の燃料価格の実績に当該公表値を採用することといたしております。